第明治二十五種郵便物認可　三十一年三月三日

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年７月１日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構

機構長　平川　　南

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　27

○第１号―民博

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　国立民族学博物館で使用するガス　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期間　令和元年11月１日から令和２年10月31日

⑸　納入場所　人間文化研究機構国立民族学博物館

⑹　入札方法　入札金額は、１式当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　人間文化研究機構契約事務取扱規則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和１年度（平成31年度）に近畿地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成30年11月26日付け号外政府調達第222号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑶　ガス事業法第３条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。

⑷　人間文化研究機構の契約事務取扱規則第７条の規定に基づき、人間文化研究機構長が定める資格を有する者であること。

⑸　機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒565―8511 大阪府吹田市千里万博公園10番１号　国立民族学博物館管理部財務課調達係　伊藤　　寛　電話06―6878―8496

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札書の受領期限　令和元年８月21日17時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和元年９月９日15時00分　国立民族学博物館第３セミナー室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると機構長が判断した入札者であって、人間文化研究機構契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、入札説明書等で当該調達に関する環境上の条件を定めた調達であると示されている場合は、十分理解した上で応札すること。

5　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Minami Hirakawa, President, Inter-University Research Institute Corporation, National Institutes for the Humanities

(2)　Classification of the products to be procured : 26

(3)　Nature and quantity of the products to be purchased : Gas to be used in National Museum of Ethnology 1 Set

(4)　Delivery period : From 1 November, 2019 through 31 October, 2020

(5)　Delivery place : National Institutes for the Humanities, National Museum of Ethnology

(6)　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for National Institutes for the Humanities Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2019 in the Kinki area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

C　Be registered as a gas retailer in accordance with Article 3 of the Gas Business Act,

D　meet the qualification requirements which Director General National Institutes for the Humanities may specify in accordance with Article 7 of the Regulation,

E　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, Inter-University Research Institute Corporation, National Institutes for the Humanities.

(7)　Time limit of tender : 17 : 00　21 August, 2019

(8)　Contact point for the notice : Hiroshi Ito, Office of Administration, Procurement Unit of the Finance Section, National Museum of Ethnology, 10―1 Senri Banpakukoen Suita-shi Osaka 565―8511 Japan, TEL 06―6878―8496

(9)　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年７月１日

契約責任者　日本郵便株式会社

東日本物流センター長　大平　和雄

◎調達機関番号　431　◎所在地番号　08

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　件名及び数量　日本郵便株式会社東日本物流センターで使用する電気（予定）714,059kWh

⑶　特質等　入札説明書による。

⑷　供給期間　令和元年11月１日から令和２年10月31日まで（自動更新条項付。最大５回）

⑸　供給場所　仕様書のとおり

⑹　入開札の日時及び場所　令和元年９月10日午後２時00分　日本郵便株式会社東日本物流センター入札室

2　取引先資格　次に該当しない者であること。

⑴　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

⑵　日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者

⑶　会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立をされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立をし、若しくはされた者。但し、手続終結者を除く。

⑷　反社会的勢力と認められる者